

薬剤等の預かりについて

本校では校内での服薬等が必要な児童生徒に関しては、依頼書や指示書を保護者よりご提出いただき、服薬の支援を行っています。学校は医療機関ではないため、医師から処方された薬剤等に限り、医師の指示通りに取り扱ってください。市販薬については、下記のもの以外の預かりはできません。

●市販のもの

品名	使用のための手続き
日焼け止め	連絡帳連絡で使用可能
保湿クリーム	
リップクリーム	
虫除け	
虫刺され	
点眼液（注 1）	

（注 1）「点眼薬」（抗菌作用やステロイド成分を含み、副作用を伴うもの）については、
薬剤預かり申請書の提出が必要です

●市販の薬で、定時服用のもの

品名	使用のための手続き
酔い止め	服用する時間を明記した 薬剤預かり申請書の提出が必要
生理時の痛み止め	

※ 学校は、医療機関とは異なるため、薬剤等の使用につきましては医師から処方された薬剤に限り、医師の指示通りに実施いたします。市販薬に関しては、**病気が原因でない（車酔い、生理痛など）と明確に分かっている場合**にのみ使用を可能としています。また、「定時薬剤預かり申請書」は、薬剤使用の校内合意と、学部学年での周知徹底をはかる目的で使用いたします。服薬内容に変更（量や種類等）があった場合に、その都度ご提出ください。